
昭和四十年政令第四十三号

河川法第四条第一項の水系を指定する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 天塩川水系
 - 二 渚滑川水系
 - 三 湧別川水系
 - 四 常呂川水系
 - 五 網走川水系
 - 六 留萌川水系
 - 七 石狩川水系
 - 八 尻別川水系
 - 九 後志利別川水系
 - 十 鶴川水系
 - 十一 沙流川水系
 - 十二 釧路川水系
 - 十三 十勝川水系
 - 十四 岩木川水系
 - 十五 高瀬川水系
 - 十六 馬淵川水系
 - 十七 北上川水系
 - 十八 鳴瀬川水系
 - 十九 名取川水系
 - 二十 阿武隈川水系
 - 二十一 米代川水系
 - 二十二 雄物川水系
 - 二十三 子吉川水系
 - 二十四 最上川水系
 - 二十五 赤川水系
 - 二十六 久慈川水系
 - 二十七 那珂川水系
 - 二十八 利根川水系
 - 二十九 荒川水系（東京都・埼玉県）
 - 三十 多摩川水系
 - 三十一 鶴見川水系
 - 三十二 相模川水系
 - 三十三 荒川水系（新潟県・山形県）
 - 三十四 阿賀野川水系
 - 三十五 信濃川水系
 - 三十六 関川水系
 - 三十七 姫川水系
 - 三十八 黒部川水系
 - 三十九 常願寺川水系
 - 四十 神通川水系
 - 四十一 庄川水系
 - 四十二 小矢部川水系
 - 四十三 手取川水系
 - 四十四 梯川水系
 - 四十五 狩野川水系
 - 四十六 富士川水系
 - 四十七 安倍川水系
 - 四十八 大井川水系
 - 四十九 菊川水系
 - 五十 天竜川水系
 - 五十一 豊川水系
 - 五十二 矢作川水系
 - 五十三 庄内川水系
 - 五十四 木曾川水系
 - 五十五 鈴鹿川水系
 - 五十六 雲出川水系
 - 五十七 櫛田川水系
 - 五十八 宮川水系
 - 五十九 由良川水系
 - 六十 淀川水系
 - 六十一 大和川水系
 - 六十二 円山川水系
 - 六十三 加古川水系
-

- 六十四 揖保川水系
- 六十五 紀の川水系
- 六十六 新宮川水系
- 六十七 九頭竜川水系
- 六十八 北川水系
- 六十九 千代川水系
- 七十 天神川水系
- 七十一 日野川水系
- 七十二 斐伊川水系
- 七十三 江の川水系
- 七十四 高津川水系
- 七十五 吉井川水系
- 七十六 旭川水系
- 七十七 高梁川水系
- 七十八 芦田川水系
- 七十九 太田川水系
- 八十 小瀬川水系
- 八十一 佐波川水系
- 八十二 吉野川水系
- 八十三 那賀川水系
- 八十四 土器川水系
- 八十五 重信川水系
- 八十六 肱川水系
- 八十七 物部川水系
- 八十八 仁淀川水系
- 八十九 渡川水系
- 九十 遠賀川水系
- 九十一 山国川水系
- 九十二 筑後川水系
- 九十三 矢部川水系
- 九十四 松浦川水系
- 九十五 六角川水系
- 九十六 嘉瀬川水系
- 九十七 本明川水系
- 九十八 菊池川水系
- 九十九 白川水系
- 百 緑川水系
- 百一 球磨川水系
- 百二 大分川水系
- 百三 大野川水系
- 百四 番匠川水系
- 百五 五ヶ瀬川水系
- 百六 小丸川水系
- 百七 大淀川水系
- 百八 川内川水系
- 百九 肝属川水系

附 則

この政令は、河川法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年三月二八日政令第五〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年五月二五日政令第七五号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和四三年四月八日政令第六四号）

この政令は、昭和四十三年四月二十日から施行する。

附 則（昭和四四年三月二〇日政令第三一号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二〇日政令第一九号）

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年四月二〇日政令第八〇号）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二〇日政令第二九号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年四月二六日政令第八五号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

附 則（昭和四七年九月二六日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月八日政令第一一一号）

この政令は、昭和五十年四月十二日から施行する。
